

地方独立行政法人大阪府立病院機構理事会規程

| | |
|----|--------------------|
| 制定 | 平成18年4月1日規程第2号 |
| 改正 | 平成21年11月27日規程第117号 |
| 改正 | 平成23年2月9日規程第154号 |
| 改正 | 平成24年7月12日規程第187号 |
| 改正 | 平成26年9月10日規程第246号 |
| 改正 | 令和2年5月27日規程第408号 |

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪府立病院機構定款（以下「定款」という。）第23条の規定に基づき、理事会に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事)

第2条 定款第15条第5号に規定する理事会が定める重要な事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 重要な規程の制定及び改廃に関する事項
- 二 重要な契約の締結、変更及び解除に関する事項
- 三 地方独立行政法人大阪府立病院機構がその当事者である不服申立て、訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁（以下、「訴訟等」という。）に関する事項。ただし、医療事故その他の院内事故又は未払い治療費請求に起因する訴訟等で急を要するもの、支払督促申立に対する異議申立てによる訴訟等に係るもの並びに理事会の議決により特に指定したものは、理事長においてこれを専決処分にすることができる。
なお、これにより専決処分をしたときは、理事長はこれを理事会に報告しなければならない。
- 四 法律上その義務に属する損害賠償の額の決定に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

(招集)

第3条 理事会は、定款第14条第1項及び第2項の規定に基づき、理事長が招集する。

- 2 理事会は、原則として月1回開催するものとし、必要に応じ臨時に開催する。ただし、やむを得ない場合は、書面による報告及び議決によって開催に代えることができる。
- 3 理事会の議案に付議すべき事項は、招集の際役員に通告しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(組織)

第4条 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(役員以外の者の出席等)

第5条 理事長は、必要と認めるときは、役員以外の者を理事会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(議長の職務代行)

第6条 議長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副理事長が議長の職務を行う。

(議事録)

第7条 議長は、理事会の議事について議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第8条 理事会の庶務は、本部の事務局の業務支援グループにおいて行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 2月 9日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 7月 12日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 9月 10日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。